五六	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・一二八八
五七	〇・〇三五	〇・〇三六	〇・一二八一
五八	〇・〇三四	〇・〇三五	〇・一二八一
五九	〇・〇三四	〇・〇三五	〇・一二四〇
六〇	〇・〇三三	〇・〇三四	〇・一二四〇
六一	〇・〇三三	〇・〇三四	〇・一二〇一
六二	〇・〇三二	〇・〇三三	〇・一二〇一
六三	〇・〇三二	〇・〇三三	〇・一一六五
六四	〇・〇三一	〇・〇三二	〇・一一六五
六五	〇・〇三一	〇・〇三二	〇・一一三〇
六六	〇・〇三〇	〇・〇三一	〇・一一三〇
六七	〇・〇三〇	〇・〇三一	〇・一〇九七
六八	〇・〇二九	〇・〇三〇	〇・一〇九七
六九	〇・〇二九	〇・〇三〇	〇・一〇六五
七〇	〇・〇二九	〇・〇三〇	〇・一〇三四
七一	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・一〇三四
七二	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・一〇〇六
七三	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・一〇六三
七四	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・一〇三五
七五	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・一〇〇七
七六	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇九八〇
七七	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇九五四
七八	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇九二九
七九	〇・〇二五	〇・〇二六	〇・〇九二九
八〇	〇・〇二五	〇・〇二六	〇・〇九〇七
八一	〇・〇二五	〇・〇二六	〇・〇八八四
八二	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇九二九
八三	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇九〇七
八四	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇八八五
八五	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇八六四
八六	〇・〇二三	〇・〇二三	〇・〇八八五
八七	〇・〇二三	〇・〇二三	〇・〇八六四
八八	〇・〇二三	〇・〇二三	〇・〇八四四
八九	〇・〇二二	〇・〇二三	〇・〇八六三
九〇	〇・〇二二	〇・〇二三	〇・〇八四四
九一	〇・〇二二	〇・〇二三	〇・〇八二五
九二	〇・〇二二	〇・〇二三	〇・〇八〇七
九三	〇・〇二二	〇・〇二三	〇・〇七九〇
九四	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・〇八〇七
九五	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・〇七九〇
九六	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・〇七七三
九七	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・〇七五七
九八	〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇七七三
九九	〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇七五七
一〇〇	〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇七四二

附　則

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号。以下「所得税改正政令」という。）附則第二条第三項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号。以下「法人税改正政令」という。）附則第三条第三項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受ける減価償却資産の耐用年数は、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条から第三条まで（減価償却資産の耐用年数等）の規定にかかわらず、これらの規定による耐用年数から当該耐用年数及び未償却割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）に対応する附則別表（経過年数表）に定める経過年数を控除した年数（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の五第一項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却）その他の減価償却資産に関する特例を定めている規定の適用を受けた減価償却資産にあっては、これと同様の合理的な方法により算出された年数を含む。）とする。

一　所得税改正政令による改正後の所得税法施行令（以下「新所得税法施行令」という。）第百二十六条第一項（減価償却資産の取得価額）又は法人税改正政令による改正後の法人税法施行令（以下「新法人税法施行令」という。）第五十四条第一項（減価償却資産の取得価額）の規定による取得価額

二　前号に掲げる金額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額

イ　個人　所得税改正政令附則第二条第三項の届出書に記載した同項第二号に掲げる年分の前年分以前の各年分の新所得税法施行令第百二十条第一項（減価償却資産の償却の方法）に規定する償却費として当該各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額

ロ　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。）　法人税改正政令附則第三条第三項の届出書に記載した同項第二号に規定する事業年度（ロにおいて「変更事業年度」という。）の前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度においてした償却の額（当該前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度において新法人税法施行令第四十八条第五項第三号（減価償却資産の償却の方法）に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合にはその帳簿価額が減額された金額を含むものとし、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。）の累積額（当該変更事業年度において新法人税法施行令第四十八条第五項第四号に規定する期中評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その帳簿価額が減額された金額を含む。）

3　所得税改正政令附則第二条第三項又は法人税改正政令附則第三条第三項の規定の適用を受ける減価償却資産については、当該減価償却資産の新所得税法施行令第百二十条の二第二項第一号（減価償却資産の償却の方法）又は新法人税法施行令第四十八条の二第五項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、前項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額を含まないものとする。